

会 議 録

会議の名称	第 29 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	平成 30 年 12 月 5 日(水)13:30～14:30
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール
出席委員	依田委員、岡松委員、深町委員、山本委員、鯉川委員、永末委員、道祖委員、竹下委員(代理：筑豊維持出張所長 高木 様)、市川委員、松原委員(代理：副所長 原田 様)、八尋委員、森委員、竹下委員
欠席委員	高倉委員、城丸委員、小田原委員
事務局職員	今井都市建設部部長、堀江都市建設部次長、田中都市計画課長、西岡都市計画課長補佐、本松都市政策係長、米倉公園緑地係長、都市施設整備推進室林主幹、大井主幹補、永田地域拠点施設整備室係長、瀬尾健幸・スポーツ課長、斎藤健幸・スポーツ課長補佐、淵上体育施設再編整備室係長、都市計画課職員 3 名
	<p>西岡課長補佐</p> <p>定刻となりましたので、只今より第 29 回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます 都市計画課課長補佐の西岡でございます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、都市建設部部長の 今井より 一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>今井都市建設部部長</p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>飯塚市都市建設部 部長の今井でございます。</p> <p>本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は次第書にございますように、付議事項と、報告事項が 1 件ずつございます。</p> <p>いずれも以前から、本審議会にてご説明いたしておりました案件でございます。</p> <p>現時点での進捗状況や内容・スケジュール等について再度ご報告させていただきますものとなっております。</p> <p>本日も皆様方の忌憚のないご意見を賜りながら、本市の都市計画を進めてまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>

以上、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、本審議会の成立について、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 13 名に出席して頂いておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、会議が成立しております事をご報告いたします。

本日、いづか男女共同参画推進ネットワーク 副代表の 高倉 安子 委員、市議会議員の 城丸 秀高 委員、飯塚市自治会連合会 理事の 小田原 嘉朋 委員、につきましてはご都合のため欠席されております。

また、本日、福岡県飯塚県土整備事務所 所長の 松原 国浩 委員につきましては、委任状を提出していただいております、代理で副所長の 原田 昌宏 様に出席いただいております。

また、国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 事務所長の 竹下 卓宏 委員につきましても、同様に委任状をいただいております、代理で筑豊維持出張所 所長の 高木 賢史 様に出席いただいております。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料として次第書と委員名簿が 1 枚ずつ、議案第 1 号「筑豊広域都市計画公園の変更について(飯塚市決定)」が 1 綴り、報告第 1 号「都市計画マスタープランの文言修正について」が 1 綴り、をお配りしております。

ですので、合計 4 種類の資料となっております。ご確認ください。よろしいでしょうか？

それでは、本日の議事に入ります。議事録作成の関係上、ご発言される時は挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ち致しますので、お名前を述べられてからご発言をしていただきますよう、ご協力をお願い

いたします。

それでは、依田会長に議事の進行を移したいと思います。

依田会長、よろしくお願いいたします。

議長(依田会長)

皆さんこんにちは。次第に沿って議事を進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座ったままで進めさせていただきます。本日は付議事項が1件、報告事項が1件となっております。

それでは、議案第1号の説明を事務局よりお願いします。

議案第1号(都市計画課：田中課長)

議案第1号「筑豊広域都市計画公園の変更について(飯塚市決定)」のご説明をさせていただきます。

私は、都市計画課 課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

説明に先立ちまして、前回の審議会で提案のございました、現地の視察についてでございます。

会長と協議を行いまして、事前説明時に現地視察の希望を確認させていただき審議会当日の午前中に現地確認を行いたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

それでは、配布しております資料の「議案第1号 筑豊広域都市計画公園の変更について(飯塚市決定)」をご覧ください。

まず初めに申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。配布しております資料の最終ページ「筑豊広域都市計画決定の経緯と概要」をご覧ください。7 ページでございます。資料の中段より下にあります計画案の法定縦覧の備考欄 縦覧者と意見書の横に0名と記入をお願いします。ありがとうございます。

では本題に入らせていただきます。本議案につきましては、7月と10月に開催しました都市計画審議会でのご報告内容と同様の説明になりますので、簡潔に説明させていただきます。

資料は、県との事前協議で提出した資料になります。内容としまして、1 ページが計画書、2,3 ページが理由書、4 ページが新旧対照表、5 ペー

ジが位置図、6 ページが新旧対照図、最後 7 ページが経緯の概要(スケジュール)の順でございます。

まず初めに、1 ページの計画書をお願いします。

街区公園 2 箇所の変更で、しいの木公園 約 0.2 ヘクタールを廃止し、箕子町公園を児童遊園から都市計画公園へ変更による 約 0.18 ヘクタールの追加でございます。

次に 2, 3 ページの理由書をお願いします。

変更を行う経緯等、内容につきましては前回までご報告させていただきました内容と同様でございますので割愛させていただきます概略説明のみとさせていただきます。

内容としましては、鯉田交流センターをしいの木公園に建替えることから、しいの木公園の都市計画決定を廃止し、代替公園として、箕子町児童遊園の公園名称を変更し、新たに区域を都市計画決定するものです。

次に 4 ページの新旧対照表をお願いします。

今回の変更で、都市計画公園の箇所数は 63 箇所のままですが、面積が 174.73ha から 174.71ha へと-0.02ha 減になります。

次に 5 ページをお願いします。

位置図になります。赤い丸で囲んでいる箇所が、今回の変更箇所です。

次に 6 ページをお願いします。

新旧対照図になります。5 ページの位置図を拡大したもので、青色で塗りつぶした場所が、しいの木公園。赤色で塗りつぶした場所が、箕子町公園を示しております。

次に 7 ページをお願いします。

「スケジュール」について説明します。

前回の審議会への報告後、都市計画法上の手続きを進めるうえで 8 月 21 日付にて福岡県に対し提出しておりました事前協議につきましては、10 月 22 日付で福岡県より異存なしとの回答を得ましたので、11 月 6 日から 19 日までの 2 週間計画案の法定縦覧を行いました。その結果、縦覧者は 0 名、意見書の提出もありませんでした。

今後のスケジュールにつきましては、来年1月上旬には福岡県に対し法定協議を行う予定としております。都市計画決定について差支えない旨の回答を得た後、来年2月上旬の決定告示予定としております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わります。

議長

以上、議案事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは、議案第1号について「原案どおり承認」としてよいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

ご異議がないようですので、「原案どおり承認」といたします。

それでは引き続き、報告事項に移ります。報告第1号の説明を事務局よりお願いします。

報告第1号(都市計画課：田中課長)

報告第1号「都市計画マスタープランの文言修正について」のご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず「資料1」の1ページをお願いします。

今回は飯塚市都市計画マスタープランについて「市場」と「市民公園」の部分について文言修正をするものでございます。

まず、都市計画マスタープランについて説明いたします。

都市計画マスタープランは、都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用をはじめとする都市づくりの方針を明らかにするもので、都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

飯塚市では、合併後の一体となった都市づくりに向け、上位計画である「第1次飯塚市総合計画」を踏まえ、第1次総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現に向け、将来にわたって住み続けることのできる魅力ある都市づくりを進めるための指針として、平成22年4月に「飯塚市都市計画マスタープラン」を策定しました。

その中では、本計画の目指すべき都市づくりの理念として「健やかな暮らしと活力に満ちたまち 飯塚」を基本理念として定めております。都市目標像としては、「豊かな森林・田園の広がる環境の中で、中心拠点や生活圏の中心となる地域に生活利便施設や公共公益施設などが適

切に配置され、中心拠点と各地域を公共交通機関で結ぶことにより、都市的サービスの提供を補い合うことで、生活利便性を高める」とし、このコンパクトな都市を実現するため、目指す都市のすがたを環境・暮らし・活力の持続性を高める「拠点連携型の都市」として設定しました。

続いて、部分改訂に至る背景について説明いたします。

まず、卸売市場について説明いたします。

本市卸売市場は、建設から 45 年超を経過し、施設の更新・建て替え時期を迎えています。平成 30 年 3 月に、「飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想」を策定し、本市卸売市場の移転・再整備に向けて、今後の市場に求められている機能を整理し、施設整備の方針を決定しました。

これを受けて都市計画マスタープランの中にも市場についての「老朽化による再整備」の文言を明記するものであります。

基本構想の中では、新卸売市場は、安全・安心な生鮮品等の安定した供給を支える卸売市場機能の向上、取扱数量の確保、市民に開かれた卸売市場を目指していくこととしています。

また、卸売市場移転後の敷地につきましては、JR 飯塚駅周辺及び卸売市場敷地の活性化に向けて、地元の方に「JR 飯塚駅周辺地区活性化を考える会」を設立していただき、地元の方のご意見を踏まえまして、現在活性化の基本方針を策定しているところです。

続いて、市民公園のある鯉田地区についての背景を説明いたします。

都市計画マスタープラン地域別構想鯉田地区のまちづくり方針の中において、市民公園などのレクリエーション施設と住環境が調和し、身近に生活利便施設が整い、多世代が安全・安心して住み続けることのできるまちづくりを目指しているところでございます。

その後、平成 28 年 1 月に「飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針」が策定され、市内各所に点在する老朽化した運動施設の集約化を図るため、平成 30 年 2 月に「飯塚市新体育館建設基本計画」を策定し、スポーツ拠点施設を整備する方針を決定しました。

その中で、「だれもが、いつでも、生涯を通じて快適に楽しむことができる多種多様なスポーツの推進」を基本コンセプトに掲げ、スポーツ・レクリエーション拠点の形成を図ることとしています。そのうえで(ア)利便性(イ)安全性(ウ)早期完成性(エ)経済性の 4 項目について、総合的に検討を行い、市民公園健幸スポーツ広場敷に新体育館を整備することとなりました。

この計画を踏まえ、今回、市民公園について、従来の「レクリエーション施設」という表記から「スポーツ・レクリエーション拠点」へと表記を変更することで、鯉田地区が「スポーツ・レクリエーション拠点エリア」であることを明確に位置づけたいと思っております。

市民公園のエリアは、交通便利地域の適性を活かし、市内各所に点在する施設を集約し、自らスポーツを行う運動環境の整備に加え、観覧できる環境整備を進め、スポーツ・レクリエーション拠点エリアを目指します。

部分改訂の内容について説明いたします。

「資料 2」を合わせてご覧ください。赤線または赤枠で示しております。

それでは 17 ページから説明してまいります。2 項目ございます。

「(5)その他都市施設の整備」について、「整備完了」に加え「施設の老朽化により、再整備を検討していく必要がある」という旨を追記しております。その下の〈都市づくりで対応すべき課題〉に「◆老朽化による施設の再整備」という文言を追記しています。

続いて 73 ページについて、「(3)公園緑地を活かした定住魅力の強化について」の部分に本地域の交通便利性についての文言とスポーツ・レクリエーション拠点エリアの充実を図ることが求められているという旨を追記します。

また、《課題》に「■スポーツ・レクリエーション拠点エリアの充実」という文言を追記します。

続きまして、76 ページについて「(3)水・緑・歴史のまちづくり」に運動環境の整備に加え、市民公園エリアは交通便利施設の適性を活かし市内全域に点在する施設を集約するエリアとして整備を進めます。

市民が観覧できる環境整備を進めることでスポーツ・レクリエーション拠点エリアを目指すという文言を追記します。

続きまして 77 ページをお願い致します。

■地域別まちづくり方針図の左上の青く表示しております全体方針の部分に「スポーツ・レクリエーション拠点エリアの充実」という文言を追記します。

以上でございます。

今回の部分改訂については、内容をわかりやすく明確に文言修正をするもので、飯塚市としての方針はこれまでと変わるものではありません。

「資料 3」をお願いします。前回の都市計画審議会で「特別用途地区の変更について」説明がわかりづらい部分があったので、再度ご説明させていただきます。大変申しわけございません。

「資料 3」左下部分に「体育館の位置づけ」として、各計画での市民公園の都市計画上の位置づけを記入しております。

都市計画マスタープランで、市民公園地域はスポーツ・レクリエーションの拠点エリアとして位置づけようと考えております。

76 ページにありますように、鯉田の市民公園地区は交通便利地域の適性を活かし、市内全域に点在する体育施設を集約するエリアとしての整備を進め、自らスポーツ・レクリエーションを楽しむための運動環境の整備に加え、市民が観覧できる環境整備を進めることで、スポーツ・レクリエーションの拠点エリアを目指すこととなっています。

また、立地適正化計画においても当地区は居住誘導区域内に位置しています。

市民公園については、鯉田地区はもとより市の居住環境を図るうえで重要な地域資源に位置づけられており、効果的かつ効率的な利活用を図ることとなっています。

体育館の整備は居住誘導区域内の居住環境の向上に資するものと考えられ、居住誘導区域に配置するものでございます。

以上で都市計画マスタープランの文言修正についての説明を終わります。ありがとうございました。

議長

以上、報告事項に関する説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員

商工会の山本でございます。

これは何年計画ですか。

議長

計画というのはマスタープランのことですか。

委員

いえ、マスタープランではなくて。この今回の、何年から何年の計画でレクリエーションとか市場とかの整備を、という。

議長

マスタープランの計画期間ではなくて、市場と体育館の話ということですね。事務局お願いします。

事務局

体育館と市場についてということですのでよろしいでしょうか。

事務局(健幸・スポーツ課：瀬尾課長)

健幸・スポーツ課の瀬尾といたします。体育館整備計画につきましては平成 33 年度、平成ではありませんが、平成でいうと 33 年度に完成するという予定になっております。

事務局(都市施設整備推進室：林主幹)

都市施設整備推進室の林でございます。卸売市場につきましては 2020

	<p>年度、平成 32 年度の完成を目指しているところでございます。</p> <p>議長</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>他に、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>それではご質問等ないようですので、報告第 1 号の議事を終了したいと思います。次第については以上を持ちまして、本日の議事を全て終了いたします。</p> <p>尚、この後は事務局に進行を移したいと思います。お願いいたします。</p> <p>事務局</p> <p>依田会長、どうもありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様におかれましても熱心なご審議を頂き、事務局を代表しましてお礼申し上げます。 本日は誠にありがとうございました。</p> <p>今後とも、本審議会の運営に関しまして、ご支援・ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。</p> <p>なお、次回の審議会の予定は、2 月の下旬か 3 月の上旬に予定をしておりますが、日程が正式に決定しましたら連絡をさせていただきます。</p> <p>また、本日の報酬につきましては、12 月 21 日金曜日に指定の口座へ振り込みをさせて頂く様に考えております。</p> <p>それでは、これを持ちまして、第 29 回飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。</p> <p>本日はおつかれ様でございました。</p>
会議資料	<p>議案第 1 号 筑豊広域都市計画公園の変更について(飯塚市決定)</p> <p>報告第 1 号 都市計画マスタープランの文言修正について</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0 人)</p>
その他	